

第 6 章

尊厳ある暮らしの支援

第6章 尊厳ある暮らしの支援

1. 現状と課題

< 現 状 >

本市の認知症高齢者数は、平成20年9月末現在、日常生活に多少影響がある人も含め約12,000人と推計され、今後も増加すると見込まれています。

本市では、認知症に関する正しい知識をもち、地域や職場において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を開催し、平成21年度までに7,000人以上の認知症サポーター養成をめざしており、平成20年9月末現在では、3,117人のサポーターを養成するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトを117人養成したほか、認知症の人を介護する家族を支援するため、認知症介護講習会や認知症介護相談交流会を開催しています。

また、認知症の早期発見を図るため、高齢者が日頃受診する、かかりつけ医を対象とした「かかりつけ医認知症対応力向上研修」のほか、かかりつけ医の相談に応じ助言を行う「認知症サポート医」の養成を行っています。

さらに、徘徊により所在不明になった高齢者を早期に発見し、生命及び身体 の安全確保を図るため、徘徊高齢者位置情報システムや徘徊高齢者SOSネットワーク事業を実施するとともに、判断能力が十分でない高齢者に対しては、ちばし権利擁護センターで福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを支援するほか、身寄りのない認知症高齢者には、市長申し立てによる成年後見制度の利用を支援しています。

平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行され、本市においても在宅や施設などにおける高齢者虐待の相談が年々増加しており、高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、関係機関や団体からなる千葉市高齢者虐待防止連絡会を設置したほか、「千葉市高齢者虐待防止マニュアル」を作成しました。

また、親族等からの虐待により、生命又は身体に重大な危険が生じる恐れのある高齢者を一時的に保護し、安全を確保するため、市内の養護老人ホームの居室を確保しています。

実態調査によると、日常生活での不安、悩み、心配ごとは、「認知症にならないか心配である」が最も高くなっています。(図表0-17)

認知症の症状が見られる要援護高齢者の専門病院への受診状況は、「受診したことはない」が高く、一方で近所の人 の協力は、「得たことがない」という人が大部分を占めており、認知症への不安は抱いている一方で、実際には家族で抱え込む傾向にあることがうかがえます。(図表6-1)

高齢者虐待に当たると思うものについては、掲載した項目すべてが虐待に当たるともかかわらず、回答は最も多い項目でも3分の2程度にとどまっており、虐待についてあまり認知されていないという状況がうかがえます。(図表6-2)

< 課題 >

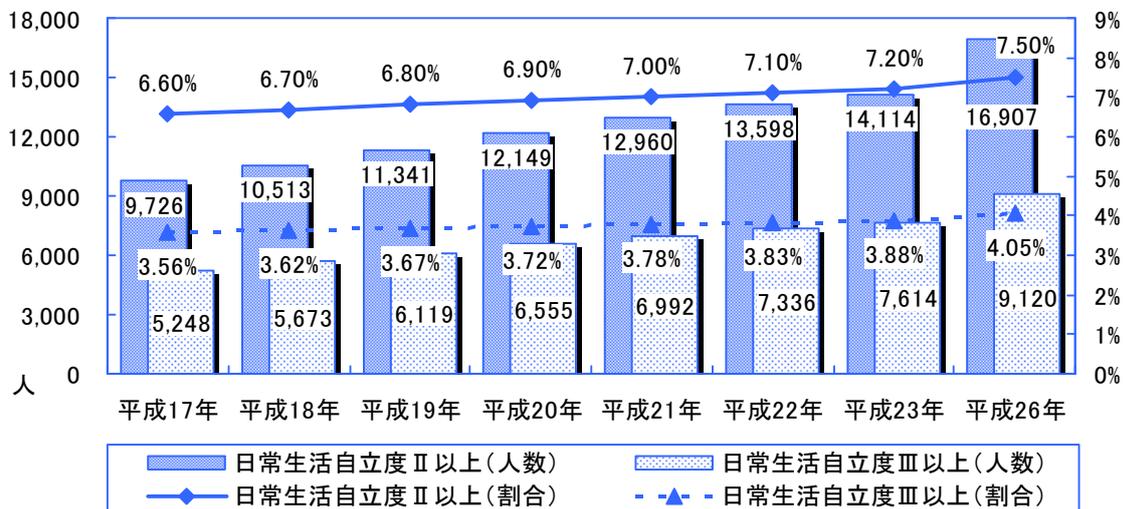
高齢者が安心して、尊厳を持って暮らしていくためには、高齢者やその家族、さらには地域社会全体が、認知症に対する知識や理解を深めることが重要であり、引き続き認知症に関する知識・理解の普及啓発に取り組む必要があります。さらに、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者や著しく衰えた高齢者の権利を守っていくために、成年後見制度やちばし権利擁護センターが行う財産管理サービスなどの利用を促進する必要があります。

また、国においては、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書の中で、認知症の発症予防対策として5年以内に有効な予防方法を見い出すとしていますが、認知症の高齢者等は、年々増加していくと予測されるため、今後は、認知症高齢者やその家族への支援や早期発見・早期治療に結び付ける取り組みだけでなく、認知症予防に効果的な取り組みを行っていく必要があります。

高齢者虐待は、被虐待者からは申し出にくく、地域コミュニティの希薄化などの理由から、早期発見・早期介入がしづらいため、深刻な事態にならないよう高齢者虐待防止ネットワークを有効に機能させるなどの取り組みが必要です。

また、高齢者虐待に対し、必要となる緊急受入先の養護老人ホームなどの居室を、今後、さらに確保していく必要があります。

図表 0-7 認知症高齢者の推移・推計（再掲）



(注) 日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

日常生活自立度Ⅲ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

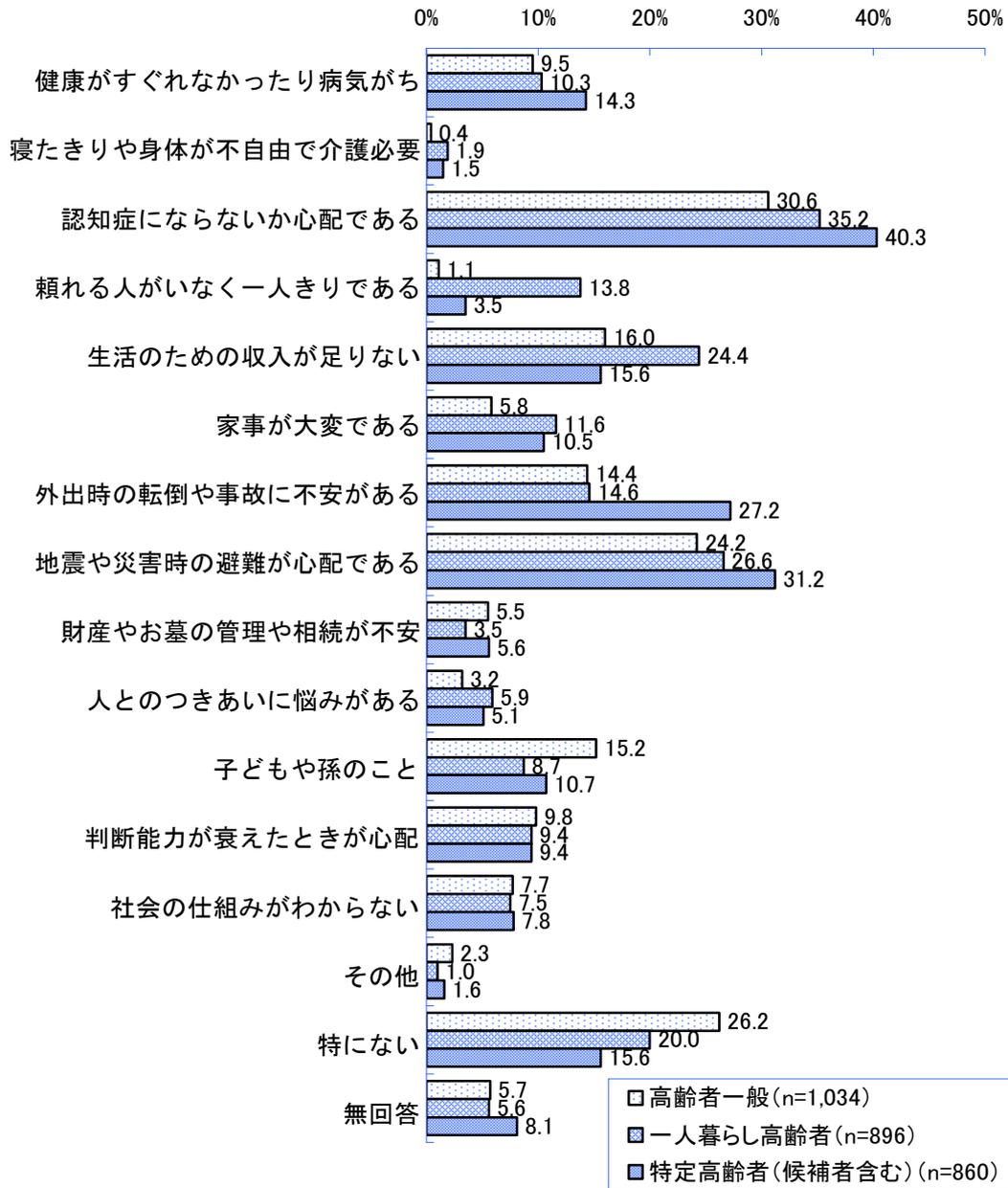
< 出典 >

※ 人口は市資料、平成20年までは実績値、平成21年以降は推計値（各年9月30日現在）

※ ひとり暮らし高齢者数は、民生委員による実態調査に基づく各年6月の数値と推計

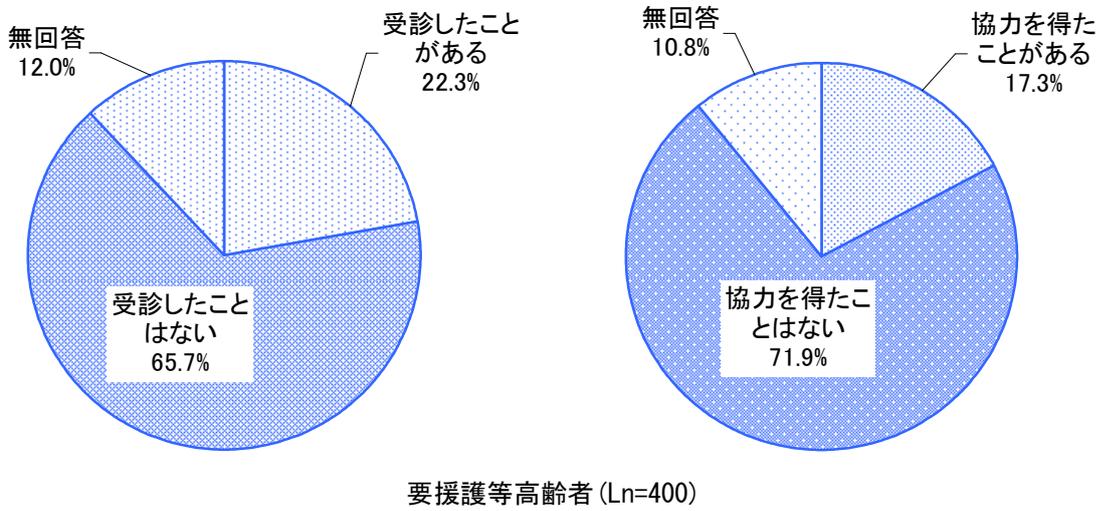
※ 認知症高齢者の出現率は、国の推計に基づく。

図表 0-17 日常生活での不安、悩み、心配事（再掲）

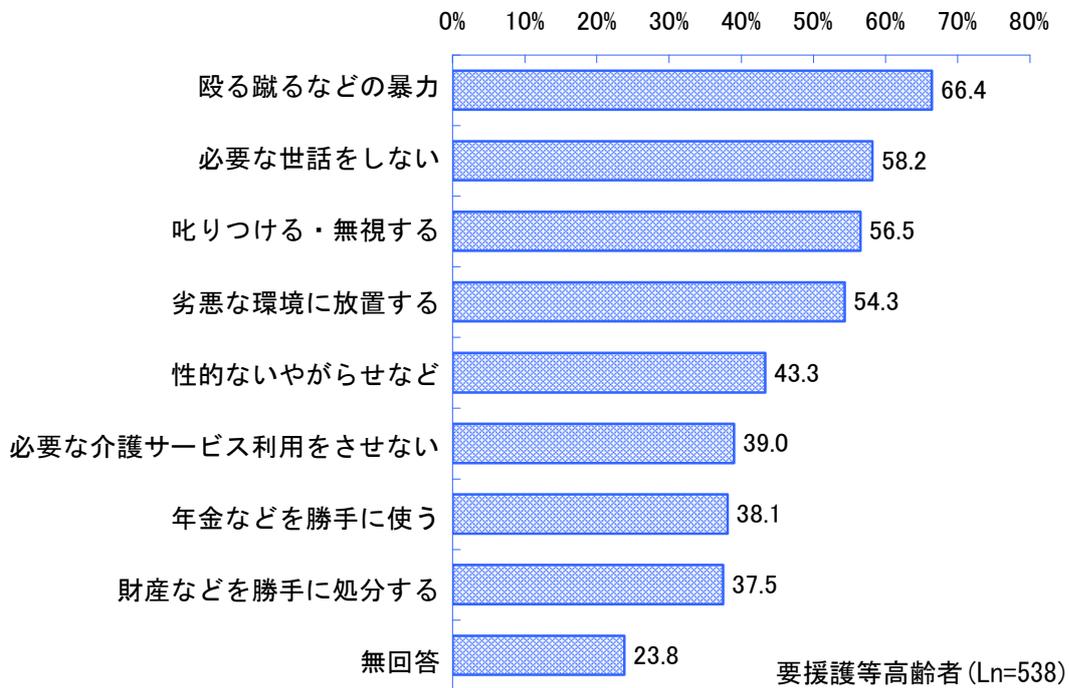


<出典>実態調査

図表 6-1 認知症の専門病院の受診状況と近所の人との協力を得たことの有無



図表 6-2 高齢者虐待に当たると思うもの



<出典>実態調査

2. 施策の方向性

認知症高齢者やその家族を地域で支えるため、キャラバンメイトや認知症サポーターの養成をさらに推進するとともに、認知症介護講習会や認知症介護相談交流会を開催し、引き続き認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を図ります。

また、成年後見制度やちばし権利擁護センターが行う日常生活自立支援事業を広く市民に啓発・広報し、利用促進を図るとともに、今後もあんしんケアセンターを中心として、高齢者の権利擁護のための支援をしていきます。

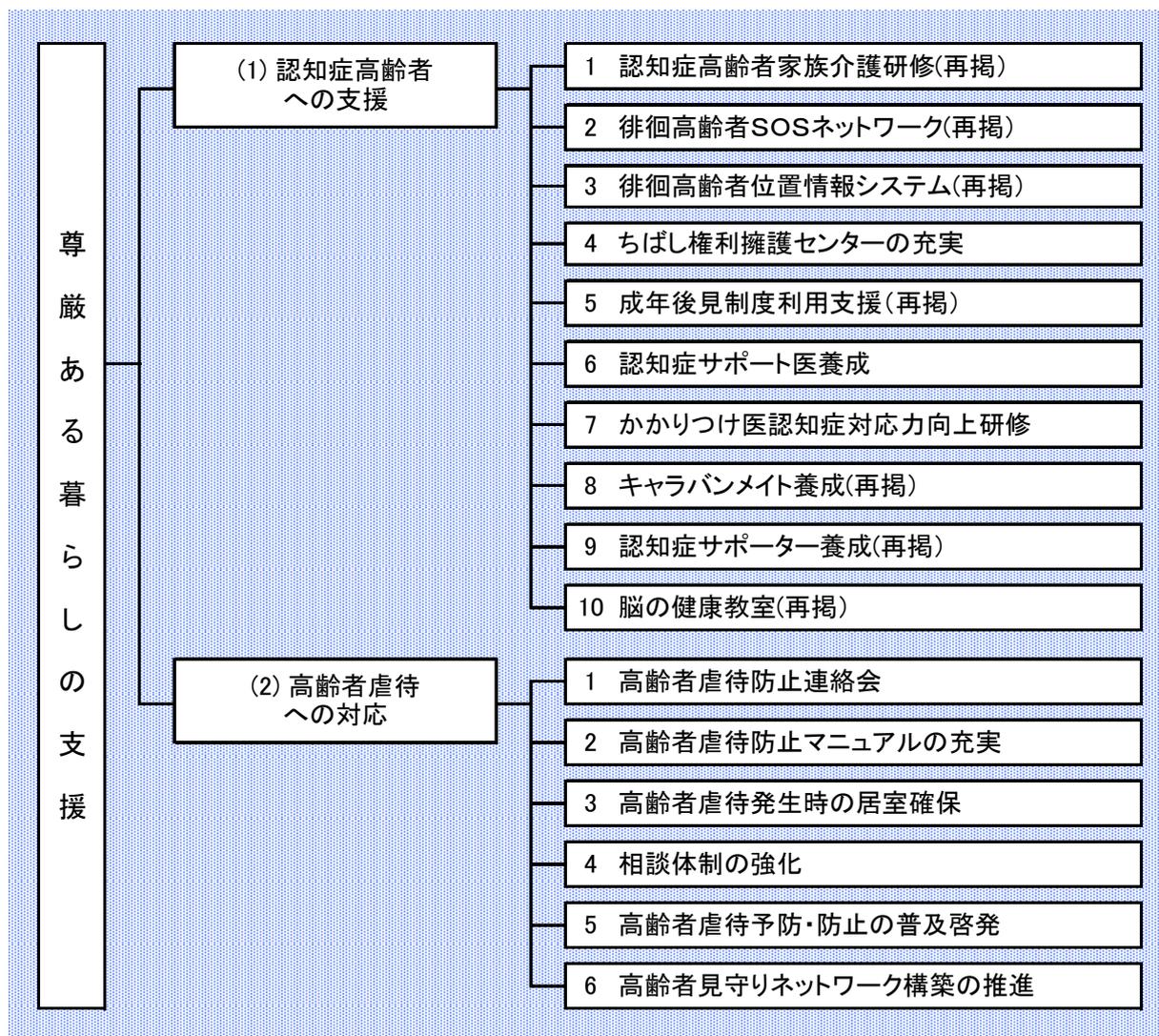
さらに、脳機能の活性化や軽運動などが認知症の予防に有効であるとされていることから、新たに認知症の予防事業を介護予防事業として実施していきます。

高齢者虐待に対しては、高齢者虐待防止に関する知識・理解の普及啓発を引き続き図っていくとともに、地域関係団体、介護サービス事業者、専門機関・専門職との連携を一層強化し、高齢者虐待の予防と早期発見を図ります。

また、高齢者虐待が発生した場合で、被虐待者と虐待者を分離する必要がある場合の緊急受入先として、養護老人ホームなどの居室を確保します。

さらに、施設等における虐待については、身体拘束の排除とともに、虐待防止に関する適切な指導・監督を行っていきます。

3. 主要施策



(1) 認知症高齢者への支援

高齢者の中には、認知症が原因の徘徊などにより生命の危険にさらされるなど、日常生活を営むうえで、さまざまな支援を必要とする方がいます。

そこで、徘徊高齢者SOSネットワークや徘徊高齢者位置情報システムを実施し、高齢者が所在不明となった場合の早期発見・保護を図るとともに、認知症サポート医の養成やかかりつけ医の認知症対応力向上研修を実施し、認知症の早期発見と早期対応を図ります。また、認知症の高齢者が地域において安心して生活できるよう見守り、支援する認知症サポーターやその講師役となるキャラバンメイトを養成するほか、成年後見制度の利用支援や認知症高齢者家族介護研修を実施します。

このほか、簡単な読み書き・計算が脳機能を活性化し認知症の予防に有効であるとのことから、これと軽運動と組み合わせた脳の健康教室を実施するなど認知症予防に取り組みます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	認知症高齢者家族介護研修(再掲)	認知症高齢者の介護者等を対象に研修を行い、介護方法等の知識・技術の習得や介護者同士の交流を図るとともに、地域における認知症に関する理解を促します。	高齢福祉課
2	徘徊高齢者SOSネットワーク(再掲)	認知症高齢者が所在不明となった場合に、高齢者の情報を区役所や警察署にファクシミリで送付することで、早期発見・保護を図ります。	高齢福祉課
3	徘徊高齢者位置情報システム(再掲)	認知症高齢者が所在不明となった場合、あらかじめ所持させている端末機により位置を確認することで早期発見、早期保護を図ります。	高齢福祉課
4	ちばし権利擁護センターの充実	判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な人が、住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるように、千葉市社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。また、法人として成年後見を行います。	地域保健福祉課
5	成年後見制度利用支援(再掲)	身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者等を保護し、支援するため、成年後見制度の利用を支援します。	高齢福祉課
6	認知症サポート医養成	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関やあんしんケアセンター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成し、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ります。	高齢福祉課
7	かかりつけ医認知症対応力向上研修	かかりつけ医に対し、適正な認知症診断の知識・技術等の習得を目的とした研修を実施することにより、認知症を早期に発見し、専門医へとつなぐことで、地域と医療が連携した認知症の人への支援体制をつくります。	高齢福祉課
8	キャラバンメイト養成(再掲)	認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することのできるキャラバンメイトを養成します。	高齢福祉課
9	認知症サポーター養成(再掲)	認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢福祉課
10	脳の健康教室(再掲)	簡単な読み書き・計算と軽運動を組み合わせた認知症予防教室を開催します。	高齢福祉課

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待に関する市民の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。

また、虐待の被害にあった高齢者の尊厳ある生活を確保するため、緊急一時保護などを行うとともに、高齢者を虐待から守る活動や、虐待の早期発見、原因排除、再び虐待が起きないように見守り活動を行うネットワークづくりに努めます。

さらに、ネットワークを構成する関係機関の職員等に対しては、その資質の向上を図るための研修を実施します。

このほか、地域住民等による見守りネットワークづくりを支援します。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	高齢者虐待防止連絡会	行政及び関係団体が連携を強化し、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止に努めます。	高齢福祉課
2	高齢者虐待防止マニュアルの充実	高齢者虐待の実態を調査し、必要に応じて、高齢者虐待防止マニュアルを充実するとともに、関係機関等に配布し、周知を図ります。 また、施設等については、指導・監督を行います。	高齢福祉課 高齢施設課 地域保健福祉課
3	高齢者虐待発生時の居室確保	虐待が発生し、被虐待者と虐待者の分離が必要な場合には、スムーズに施設に入所できるような体制を整備します。	高齢福祉課
4	相談体制の強化	法的な見解が必要な困難事例等が発生した時に、弁護士に相談できる体制を整備します。	高齢福祉課
5	高齢者虐待予防・防止の普及啓発	高齢者虐待に関する市民の理解を深めるためパンフレット等を作成し、普及啓発に努めます。	高齢福祉課
6	高齢者見守りネットワーク構築の推進	地域住民やライフライン事業者などが連携して高齢者を支えあう見守りネットワークづくりを支援します。	高齢福祉課